Lobelia L.	Sunlobecosubu	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝４丁目17番５号	第32291号 平成29年７月12日	
〃	Sunlobericoho	〃	第32298号 平成29年７月12日	
〃	Sunlobe Bulucon	〃	第32300号 平成29年７月12日	
〃	Sunlobecopin	〃	第32301号 平成29年７月12日	
Malus Mill.	紅みのり（べにみのり）	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第32285号 平成29年７月５日	
〃	錦秋（きんしゅう）	〃	第32286号 平成29年７月５日	
Petunia Juss.	Sunpet 534	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝４丁目17番５号	第32295号 平成29年７月12日	
Photinia Lindl.	OPLOO５	Van Oploo Beheer B. V. Lage Aard 2 C, 4854NM Bavel, The Netherlands	第32281号 平成29年７月５日	
Pinus thunbergii Parl.	トキワ	深作樹販株式会社 茨城県小美玉市先後331	第32307号 平成29年７月18日	
Ribes sanguineum Pursh	Annys2003	Andre van Nijnatten Meirseweg 26 4881 DJ Zundert, The NetherLands	第32289号 平成29年７月10日	
Solanum lycopersicum L.	KGM173	カゴメ株式会社 愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号	第32336号 平成29年７月28日	

○農林水産省告示第千六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字河原谷四二八七、四二八八の二、四三一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字河原谷四二八七・四二八八の二・四三一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市久野字落ノ沢一一五五、一一五五の二、一四三三、一四三五から一四三九まで、字岡穂ケ沢一三九六、一三九八から一四〇〇まで、一四〇一の一から一四〇一の四まで、一四〇二、一四〇三の一から一四〇三の八まで、一四〇四から一四一二まで、一五五五の一から一五五五の三まで、字柱ケ沢一四一三、一四一四、一四一六から一四三一まで

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　栃木県佐野市飛駒町字水野出六五四九、字越丸沢六五五〇、六五五一、字穴切峠口六五五二、六五五三、字喜佐倉六五五四から六五五七まで、字穴切峠六五五八・六五五九合併、六五六〇・六五六一合併、六五六二、六五六三、六五六四・六五六五合併

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　福島県安達郡大玉村玉井字竜ヶ作一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び大玉村役場に備え置いて縦覧に供する。）